

愛川町教育委員会

令和5年3月20日

## 愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和5年3月20日（月）  
午前9時00分から午前10時30分
- 2 会議場所 愛川町役場201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会議録の承認について  
日程第2 教育長報告事項について  
（1）教育長報告事項  
（2）令和5年第1回愛川町議会定例会について  
日程第3 第2次愛川町教育振興基本計画の制定について  
日程第4 愛川町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
日程第5 愛川町青少年指導員の委嘱について  
日程第6 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について  
日程第7 令和5年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について  
【※日程第7は、個人情報を含むため非公開】  
日程第8 その他  
（1）新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照明  
教育委員（教育長職務代理者） 大貫 洋  
教育委員 梅澤 秋久  
教育委員 篠崎 美和  
教育委員 齊郷 浩之
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 中村 美雪  
教育総務課長 宮地 大公

指導室長	前 盛 朋 樹
生涯学習課長	上 村 和 彦
スポーツ・文化振興課長	松 川 清 一
教育総務課主査	大 谷 麻由香

---

◎開会

- （佐藤教育長） 本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会3月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

- （佐藤教育長） 初めに、日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

2月の定例会分でございますが、会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特にございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） 異議なしということで、ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

◎日程第2

○（佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項を議題といたします。

それでは、教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

2月28日から3月19日までの間に出席いたしました主な会議等について報告をいたします。

2月28日、町議会定例会にて初日です。提案説明等がございました。

3月1日、新採用教職員の内示ということで、各学校に行っていただいて、校長先生と面接をしていただきました。

3月2日、町議会定例会、一般質問。

3日、町議会定例会、一般質問。内容については、後ほど説明をさせていただきます。

4日、第29回AGC杯愛川学童野球大会ということで、8チームの少年野球チームが参加して優勝目指して頑張っていました。

7日、町議会定例会、個人総括質疑。

8日、会派代表ヒアリング。

9日、町議会定例会5日目、会派代表質問。

立志式の動画撮影をいたしました。

10日、教育民生常任委員会の補足説明、現地調査がありました。

愛川山岳会の山の仲間の写真展が文化会館で行われておりましたので、見学いたしました。

愛甲郡の町村会の懇談会がございました。

13日、政策調整会議。

県央交流教職員面接ということで、現在、座間市と海老名市との職員交流が行われておりまして、そちらに行っている本町の教員の面接をさせていただきました。お二人とも元気にやっておられる様子でした。

表敬訪問、愛川剣道教室ということで、本町のスポーツ少年団の中の愛川剣道教室が県の大会において優勝いたしました。これから全国大会にも参加されるということで、町長への表敬訪問がございましたので、同席いたしました。

15日、十四歳立志式。今年度もオンライン形式で行われまして、昨年同様、冒険家の荻田さんに講演をしていただきまして、無事に終えることができました。

国際ソロプチミスト愛川のみなさまが来室されました。

小中学校管理職の内示ということで、校長先生に来ていただいて、校長、教頭の来年度の内示をいたしました。

全国大会奨励金交付式ということで、今年度、ここで4名の方に奨励金を交付させていた

いただきました。お二人はねりんピックでソフトテニスで参加された方、高校生二人は、自転車競技で全国大会に行った生徒さんと吹奏楽で全国大会に行かれた方に奨励金をお渡しさせていただきました。

16日は、教育民生常任委員会、教育関連ということで、新年度予算関係議案について質疑等を受けました。

17日、文化会館事業協会の理事会。

愛川町写真クラブ会員写真展が文化会館で行われていましたので、見学をさせていただきました。

以上であります。

それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特にございませんで、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和5年第1回愛川町議会定例会について、資料2に基づき報告をいたします。  
教育次長。

○(中村教育次長) 資料2をご覧いただきたいと存じます。

令和5年第1回愛川町議会定例会一般質問についてご説明を申し上げます。

1枚おめくりをいただきまして、今回教育委員会関係では、2名の議員から計2項目、6点の内容につきましてご質問をいただきました。それぞれ順次、答弁概要をご説明申し上げます。

おめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。

初めに、井上博明議員からは、学校教育につきまして4点ご質問いただきましたうち、このページにございます1点目、(1)国は2019年に給特法を改正するなどして、教職員の働き方改革を進めているが、本町における教職員の勤務実態についてと(2)2点目、時間外勤務の解消に向けた取組について、こちらにつきまして関連がございますため、一括で答弁をさせていただきます。

内容でございます。教員の長時間勤務が社会的な問題となる中、国では平成28年に教員勤務実態調査を実施した結果、教員の多忙化が一段と進んだことが明らかになっており、また、県教育委員会におきましても平成29年に市町村立学校勤務実態調査を実施し、当時から教員の時間外勤務が常態化している状況となっていること、加えて現在では、いじめや不登校、

さらにはSNSに関わるトラブルやヤングケアラーなど新たな課題も顕在化し、コロナ禍への対応なども相まって、ますます教員の長時間労働が増大していることを述べています。

こうした中、本町では全小・中学校にて、パソコンを活用した出退勤の管理を行い、令和3年度の実績では、月45時間以上の時間外勤務は、校長、教頭の管理職のほか、学級担任等が多い傾向であり、加えて中学校では、部活動顧問の時間外在校時間が多い状況を述べています。

この全国的な課題であります教員の多忙化への対策として、神奈川県では令和元年10月に教員の働き方改革に関する指針を定め、本町でもこの目標達成に向けた取組を推進しているところであり、具体的には、平成29年度から夏季休業期間中に学校業務停止期間を4日間設けているほか、小学校に続き、本年度から中学校においても留守番電話による勤務時間外の対応を開始するなど、時間外勤務の削減にも取り組んでいることでもあります。

また、ICT機器を活用した効果的な学校運営や中学校の部活動につきましても、休養日が取得できるよう取り組んでいること。さらに、小・中学校校長会議や町教職員業務改善検討委員会にて、多忙化解消に向けた取組を進めていることを述べております。

時代の変化が著しい中、教職員自身が指導力や授業力を高めるための時間や子どもたちと向き合う時間をこれまで以上に確保していくことが重要であり、町といたしましては、引き続き学校現場の状況を的確に把握するとともに、教員の長時間労働の解消につながる重要課題の解決に向けて調査研究を進めながら、さらなる教員の働き方改革を推進してまいりたいと考えている旨、答弁をしております。

次に、3ページでございます。

同じく井上博明議員からの3点目、部活動における地域移行の取組についてご質問をいただきました。

本町の中学校における部活動につきましては、国が定めるガイドライン及び県の方針にのっとり部活動の方針を定め、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら活動を行っているところであります。国では昨年12月にガイドラインを全面的に改定し、適正な運営や効率的、効果的な活動の在り方について示されたところであり、この中で、学校部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであるとされていることを述べています。

については、町といたしましても、部活動の地域移行につきましては、現在、各中学校における部活動運営についての課題等の実態把握に努めているところであり、町スポーツ協会及びスポーツ推進委員との連携等、本町の実態に合わせた部活動の在り方や地域人材の確保等の諸課題を整理しながら、持続可能な部活動となるよう引き続き検討を進めてまいらる旨、答弁しております。

次に、資料4ページでございます。

井上博明議員からの4点目のご質問、通常学級において、学習や行動面で特別な支援を必要とする児童・生徒への取組についての答弁概要でございます。

令和3年1月の中央教育審議会答申では、2020年代を通じて実現すべき令和の日本型学校教育の姿として、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実される改革について提言がなされ、ここに示された個別最適な学びや新学習指導要領において求められている内容を述べております。

そこで本町では、支援が必要な児童生徒に対し、より重点的な指導を行うなど、効果的な指導を実現できるようにするとともに、特性や学習進度に応じ体制づくりを進め、具体的には、小・中学校における学習活動サポーターやインクルーシブサポーターの配置、また、通級指導教室を設置し、個に応じた指導を推進しており、今後も様々な支援を必要とする児童・生徒に対し、さらに特性や実態に寄り添った効果的な指導、支援となるよう学習活動の充実を図ってまいらる旨、答弁をしております。

次に、5ページになります。

代わりまして、岸上議員です。岸上議員からは、全体では2項目の質問がありまして、教育委員会には2項目めの教育環境の整備と充実についての1点目として、国から発出された事務連絡「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について」の各学校の対応についてご質問いただきました。

町立小・中学校におきましては、給食喫食時等における食物アレルギーの対応やAEDの使用法の習得など、従前から緊急時に備えるための研修等を定期的実施するなど、危機管理能力の向上に努めているところであり、中でもてんかんにつきましては、けいれんや意識喪失などを繰り返す病気でもありますことから、該当児童・生徒への対応には細心の注意を払う必要があるものと認識していることを述べております。

こうした中、昨年7月に国から発出された事務連絡では、児童・生徒等がてんかん症状により生命に危険が及ぶおそれがある場合には、一定の条件の下、現場に居合わせた教職員等

が、てんかん重積状態の治療剤「口腔用液（ブコラム）」を本人に代わって投与する行為が医師法違反とならない旨の解釈が示され、県教育委員会からもブコラムを使用する可能性のある児童・生徒の保護者、主治医等と連携を図りながら、適切に対応するよう求められたところでございます。

町では、これを受けまして、全小・中学校に当該文書の送付と校長会議などでも適切な対応が図られるよう周知したこと。また、保護者からブコラムの投与について相談を受けていた事案は、医師からの指示書が学校に提出され、対応できるよう教職員全員で情報共有を図り緊急の事態に備えており、町内小・中学校の養護教諭で組織する学校保健研究部会においても、既に情報共有を図るなど、全ての学校での対応を可能とする取組を行っている旨、答弁しております。

次に、6 ページでございます。

同じく岸上議員からの2点目、発達性読み書き障がいであるディスレクシアへの町の認識と対応についてのご質問でございます。

初めに、ディスレクシアについての説明と本町における対象児童・生徒への認識を述べ、こうした中、令和3年1月に示された有識者会議報告及び中央教育審議会答申での提言を受け、国は学習障がいを含めた障がいのある子どもの教育支援に係る指針を示していることを述べております。

この指針を踏まえた本町の対応について、ディスレクシアを含む学習障がいの児童・生徒が特別支援学級に在籍する場合には、発達の段階や特性を考慮して特別の教育課程を編成し、一人一人個に応じた指導を行っていること。また、通常の学級に在籍する場合に、通級指導教室を設置している中津小学校と半原小学校におきましては、個に応じた学び方を指導し、他の小学校4校へは巡回指導を実施することで、一人一人の特性に応じた指導を行っているところであることを述べております。

今後も、様々な支援を必要とする児童・生徒に対し、より重点的な指導を行うとともに、子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に資するよう取り組んでまいりたいと考えている旨、答弁しております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

質疑等があればお願いします。

梅澤委員。



○（梅澤委員） 質問というよりも意見です。

まずは、感想で。

極めて妥当な一般質問だったかなと、そんな印象があります。既に行われている事項が1の4、2の2かなというふうに思われます。いわゆる支援系への対応についての質問だったと思うんですが、お答えいただいた内容でほぼ本町の取組が既になされているというところではよかったなと思っております。

加えて、ぜひICTの活用について、うちは比較的進んでいるように私は見ておりますので、そのあたりを加えていただけると、個別支援の一層の充実につながるかなというふうに思われます。

例えばディスレクシアは、読んだりするのが苦手なだけで、聞くのが得意な人もいますよ。ということは、書いてあるものを今は読み上げるような機能もタブレット端末でできますし、従来とは違う学び方の具体例として、本町で既にできそうなことを加えていただけるといいかなというふうに思いながら伺っておりました。

続いて、1の1、2について。

これはもう本当に緊急の対応が必要かなというふうに思っているところです。いわゆる働き方改革のところですが、実はこのことでネガティブな情報が私のところに回ってきました。

具体的には、神奈川県内3つの自治体だけ（※補足：13ページにて、5自治体と訂正あり）が4月5日、入学式、始業式である。県の図まで、地図まで出されて色分けされて、それが具体的には厚木市、愛川町、清川村であるということで私のほうに話が上がってきたことがあります。これも恐らく以前の教育委員会で話があったと思うんですが、始業式、入学式を遅らせたらどうかという議論があったかと思うんです。それは横並びで4月5日がいいんじゃないかという着地をしてしまったと思うんですが、このことが非常にネガティブにもうメディアに上がっています。SNS等で上がっています。

結果的に4月の1、2が土日である今年度に関して、3、4という2日間で始業式、入学式の準備をしなければならないと。そこに新採用やら、新規で着任する先生方も恐らくいらっしやるだろうということを考えると、むしろ時間外勤務を何というのかな、させてしまうような、そういう環境にあるんじゃないかということでのネガティブであります。

ぜひ、私そのときもお話ししたと思うんですが、横と並ぶことよりも本当に先生たちにとって、あるいは子どもたちにとって必要な施策を取っていくこと、このことが何より重要かなということ改めて感じた次第です。

ぜひ次年度に関しては、4月5日スタートではなくて、もう4月7日とか一気に下げてしまっていていいと思うんです。6より、もう7が多くなっているぐらいの、そういう時代ですので、ぜひそのことについては、今年度改定に向けて議論するという話だったと記憶しておりますので、そのあたりも併せて、先生方が働きやすく、そのことが結果的に子どもたちの豊かな学びにつながるようにしていただけたらいいかなと思っております。

さらに1の3、部活動における地域移行です。

これもまさにおっしゃるとおり、これから研究していくんですが、国が言っているとおり、あと2年度間ぐらいでかなり具体的な方向性を示さなければいけないので、1号公園の新たな施設の充実や、あるいは各学校の部活動の精選等を含めて、もう議論を始めていく必要があるかなと思って見ているところでもあります。ぜひここら辺は、教育委員会が少し指導をしながら方向性を持っていけたらいいかなと思っております。

以上です。

- （佐藤教育長） 今の梅澤委員さんのご意見について何かありますか、事務局等で。

教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） 先ほどの入学式の部分につきましては、ぜひ今年度、令和5年度に向けて、ぜひ厚木、清川、厚木愛甲も含めて、検討しながら、何かいい着地点に向けて前向きに検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

- （佐藤教育長） 梅澤委員さん、先ほどの厚木愛甲だけというお話でしたけれども、全県で。

- （梅澤委員） 全県で。

- （佐藤教育長） 厚木愛甲だけですか。

- （梅澤委員） だけでした。

- （佐藤教育長） そうですか。あとは全部後ろにずらしている。

- （梅澤委員） ずらしています。何か神奈川県白地図の中に赤で、この厚木愛甲地区だけ抜かれているという、赤い色で。4月6日のところが黄色で、4月7日以降が青といった形で色分けされて、レッドゾーンのように見えてしまってちょっと残念だったなという気がしました。

- （佐藤教育長） 今、教育総務課長から話があったように、令和5年度以降は検討していく形で、また校長会と相談しながら進めていきたいなというふうに思います。

ほかにかがですか。

指導室長。

- （前盛指導室長） ご意見ありがとうございます。

部活動に関しては、国のほうも3年間ではなかなか難しい部分が各地域から伝わってきたようで、できるところからということで、少しずつ方針も出てきているところではございますが、町としてもできることを一つずつ考えながら、できるところからやっていくということで考えていきたいと思っております。ちょっと大きな問題になりますので、これから一つ一つ考えていくということで、聞き取りのほうを今やっているところなんですけれども、進めていきたいと思っております。

以上です。

- （佐藤教育長） 梅澤委員。

- （梅澤委員） それに関して、まず、これの前提の一つには、やっぱり先生方の働き方改革があるんです。土日まで労働して当然だろうと。あなたたちは教師なんだから、身を粉にして働けという時代ではないということが前提なんです。つまり部活に子どもを預けておけば安心という、その保育機能はもう前提ではないということ、やはりこれは上が、つまりここでは教育委員会がしっかり発出する必要があるかなというふうに思っています。

私のところの附属学校では、もう学長名で、そこには無理はさせませんという形で。やっぱり校長、副校長あたりが言うと、何で今までやってくれたのにやってくれないんだという、どうしても保守的な継続を望むような意見しか出ないんです。そこに改革は絶対にあり得ないので、それゆえのやっぱり教育委員会の主導かなと思っております。つまり保育ではないということ。

一方で、中学校の先生方の中には、やりたい方もいらっしゃいます。もうそれが生きがいのようにもなっている方もいらっしゃるのも事実です。なので、教員の仕事ではない立ち位置でのそういう指導とか、松川課長とかは多分スポーツ指導をされていると思うんですけども、それは町の課長として、スポーツ課の課長としてやっているわけではなくて、一町民としてやっていると。町民というか、スポーツ指導者としてやっていると。そういった形での先生方の立ち位置のスライドをしないことには、絶対うまくいかないかなと思っております。

うちの附属学校は、今いる生徒さんたちは守る。これがまさに段階的な。その子たちはもう部活があるという前提で入学してきていますので、その子たちのスポーツ権は保障する。一方で、入学説明会において、うちはそういう部活中心の学校ではありませんということを保護者には説明し、インフォームド・コンセントといいますが、事前の説明と同意を踏まえ

て、うちの学校に入ってきてもらうということを既にしています。

このくらいのスピード感でやらないと、3年後には絶対達成ということは無理なんですね。急にばさっということは、今いる子どもたちがいますので、できませんので、段階的にというのは、むしろそういう準備的な準備をしましょうねということだと思われまので、それがあまりに急だったので、少し後倒しにただけですので、これもやっぱりのんびりしてられない課題かなと思っております。

以上です。

○（佐藤教育長） ほかにございますか。

篠崎委員。

○（篠崎委員） やはりこの部活動の地域移行のことなんですけれども、今のところ、町のスポーツ協会及びスポーツ推進委員との連携などということで上がっているんですが、これは例えば吹奏楽とか、美術部とか、そういったような文化部門に対しても、このような地域移行が進んでいくのかどうかをお伺いしたいと思います。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（前盛指導室長） 文化部門の部分について、どのように進んでいくか、まだ今は聞き取りの状況ですので、まだ見えていない部分がいろいろとあります。ただこちらについても進めていく必要があるかなというふうに思いますので、その部分についても順次できる形を模索していきたいと思っております。

○（篠崎委員） ありがとうございます。

ぜひ文化部門もやはり学校によって、顧問の先生などの熱量などによって、大分差が出てきてしまうという事実があると思いますので、先生方をお願いするだけでなく、どうにか地域移行で全ての学校が同じように活動できるように配慮していただけるのが一番いいかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○（佐藤教育長） ほかにいかがでしょうか。

篠崎委員。

○（篠崎委員） もう一度よろしいでしょうか。

5 ページのてんかんのときの口腔用液です。こちらの投与が必要になる可能性がある児童・生徒さんというのは、愛川町にどのくらいいらっしゃるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

- （佐藤教育長） 教育総務課長。
- （宮地教育総務課長） 今回のプログラムに関わるということですね。
- （篠崎委員） はい。そうです。
- （宮地教育総務課長） 今、1つの小学校で、そういった保護者からのお願いが来ているということでございます。現在は今、プログラムを使いたいというお子さん、保護者についてはそのみとなっております。
- （篠崎委員） それなら本町では1名。
- （宮地教育総務課長） そうですね。今のところ把握しているのが1名ということでございます。
- （篠崎委員） わかりました。ありがとうございます。
- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。
- 大貫委員。
- （大貫委員） これに関連して、この1名というのは、これは親御さんのほうからそういうふうに来てきたんですね。てんかんというのは、逆にあまり知られたくないみたいな方もいて、むしろ教育委員会のほうからこれをきっかけにして、逆に学校を通して、こういうふうなことがこれから考えられますので、エピペンのように、このてんかん薬についても、遠慮なく、学校に申し出てもらえるよう、啓発が必要だと聞いていて、そう思いました。
- （佐藤教育長） ほかにいかがでしょうか。
- （発言する者なし）
- （佐藤教育長） それでは、今回の質問について、今後検討していかなければならない課題もたくさんある中で、部活動についてはかなり地域を巻き込まなければいけませんから、かなり大変な状況下にあると思っています。
- おかげさまで体育協会、文化協会ともに本町では活動していただいておりますので、まず、そういうところで連携を取れるところから取っていく形になると思いますので、3年かけてということになっていきますが、具体的に来年度から進めていく予定でございますので、また教育委員の皆さんのご意見等、何かありましたら、ぜひお聞きしたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。
- （大貫委員） 来週、総合教育会議って、教育予算についてって書いてあったよね。まさしくそういうようなときに、今日の今出てきたようなもので積極的に予算に取り入れて、外部の指導者がやりやすいような方向に行ってもらいたいというようなことを、篠崎委員さんか

なんかから、教育長とか町長に言ってもらおうとね。今の話を聞いていて、これはいい材料が見つかったなと思って、ぜひお願いしたい。

- （佐藤教育長） ぜひご意見とかあったら、どんどん積極的にお出しいただきたいと私も思っております。

よろしいでしょうか。

- （梅澤委員） 訂正させてください。4月5日、厚木愛甲地区と小田原、中井町、その5市町村でした、4月5日スタートは。先ほどの入学式の日です。ごめんなさい、3つだけとお伝えしましたが、小田原、中井町も4月5日でした。

- （佐藤教育長） 小田原市。

- （梅澤委員） 小田原市、あと中井町。

- （佐藤教育長） 中井町。

- （梅澤委員） はい。そこが4月5日でした。そこだけレッドでした。失礼しました。

- （佐藤教育長） 小田原市と中井町が追加ということで、5市町村ということですね。ありがとうございました。

それでは、愛川町議会定例会についてはご了承願います。

それでは、日程第2の教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

---

### ◎日程第3

- （佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第24号 第2次愛川町教育振興基本計画の制定についてを議題といたします。

詳細につきましては、担当より説明申し上げます。

教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） それでは、議案第24号 第2次愛川町教育振興基本計画の制定についてご説明をさせていただきます。

この教育振興基本計画につきましては、教育委員の皆様方には機会を通してご意見をいただいていたところがございます。その後、小・中学校の校長会、また社会教育委員の会議等におきましても、この計画案をお示しいたしました。

さらには、1月16日に開催されました町の政策調整会議等に諮りまして、パブリックコメント手続の実施の決定をいたしまして、2月10日から3月2日までの間にわたりまして、町民の皆様からパブリックコメント手続を実施しまして、町民の皆様のご意見を募集したとこ

ろでございます。

その結果、特に寄せられた意見はなかったということでございます。

こちらの計画につきましては、既に皆様方に資料のほうを見ていただいたということでございますので、時間の関係上、内容の説明については省略をさせていただきますが、本日、教育委員の皆様にあい川町教育振興基本計画としてお認めいただきまして、本計画の決定としたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

大貫委員。

- （大貫委員） この文章は、一般の方も読むものだよな。一般の方のことを考えると、もう少しわかりやすい表現が必要ではないかと思うんですよね。

そこで、P12、15、16、24みたいに米印で欄外説明をしているところがありますよね、それぞれの語句についての。もしそうだとしたら、この1ページのちょうど中段の「Society5.0時代」、これは、一般の方向けにはもう少し説明しないとわかりにくいのではと感じた。

- （佐藤教育長） そういう意見が今出ましたけれども、いかがでしょうか。

教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） ご意見ありがとうございます。

町の総合計画等にも、こういう表記もございまして、今言われている一つのフレーズとして入れさせていただいております。確かに注釈を入れると相当長くなってしまいますので、あえて入れなかった部分もあるんですけれども、いかがでしょうか。ご意見として、もしそういった形でよろしいということであれば、取ってしまうという考えもあるんですけれども。

- （佐藤教育長） ここは策定の趣旨ということで、米印を使って補足説明を実は、あえてしていないんです。その後については、難しい言葉については一応注釈を入れて対応しているんですけれども、今、話がございましたように、説明だと4行ぐらいあれば説明できるのかなと思うんですが、フレーズとして、もうSociety5.0というのは、令和の教育の中では当たり前のように実は出てきて、狩猟、工業、情報等で5番目の社会ということで、だんだんこの言葉については普及してくるだろうというふうに想定はしているんですが、あえて言うのであれば、ここにそのまま残しておきたいという思いが私は実はあります。もし必要があ

れば、補足を下の米印で入れるかどうかという問題だけだというふうに思うんですけども、私はそのように考えるんですが、いかがでしょうか。

○（大貫委員） それで充分いいんですけども、言いたいことは、一般の方向けの文章なのに、一般の方がすぐに理解できないと感じる内容を町が文章で出すことはよくないのではということです。

○（佐藤教育長） では、どうでしょう。一応注釈をつけて説明を入れるというところでやったほうがいいのかと思うんですが、どうですか。

○（梅澤委員） 注釈をつけて残すのに賛成です。

○（佐藤教育長） よろしいですか、じゃ、そういう方向で。  
では、事務局、これについてはこれでよろしいですね。

○（大貫委員） はい。

○（佐藤教育長） じゃ、注釈をここ入れるということで対応していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○（宮地教育総務課長） はい。分かりました。

○（佐藤教育長） ほかにいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第24号 第2次愛川町教育振興基本計画の制定について、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ありがとうございます。

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号 第2次愛川町教育振興基本計画の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4

○（佐藤教育長） 次に、日程第4、議案第25号 愛川町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

詳細につきまして、担当より説明申し上げます。

教育総務課長。



- （宮地教育総務課長） それでは、日程第4、愛川町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

愛川町教育委員会会議提出議案第25号をご覧いただきたいと思います。

今回の改正に伴う経緯をまずご説明をさせていただきますが、令和3年にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらのほうが公布され、これにより3つに分かれていた法律、個人情報を取り扱う主体ごとに、国の行政機関、独立行政法人、それと民間事業者に分かれていた3つの法律が、改正後の個人情報の保護に関する法律に一本化をされまして、令和5年4月1日から、地方公共団体においても改正個人情報保護法の全国的な共通ルールが適用されることとなります、ということでございます。

これまで町独自で定めていた個人情報保護条例の規則が、国の一部法改正に伴い、4月から町にも直接適用されることになるため、町の規則を一部改正するものでございます。簡単に言いますと、国の法律に町も合わせるということでございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

愛川町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則ということでございます。読み上げて説明に代えさせていただきます。

愛川町個人情報保護条例施行規則（平成11年愛川町教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「愛川町個人情報保護条例（平成18年愛川町条例第1号）」を「愛川町個人情報保護条例（令和5年愛川町条例第1号）」に、「愛川町個人情報保護条例施行規則（平成18年愛川町規則第2号）」を「愛川町個人情報保護条例施行規則（令和5年愛川町規則第3号）」に改めるということでございます。

この規則は、令和5年4月1日から施行するということでございます。

次ページに、参考までに新旧対照表を載せさせていただいております。繰り返しになりますが、国の法改正に伴いまして、町の条例施行規則のほうを国に合わせるということで改正に至るということでございます。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) 国の法律に従うということですので、それでは特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第25号 愛川町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号 愛川町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5

- (佐藤教育長) 次に、日程第5、議案第26号 愛川町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。

詳細については、担当から説明申し上げます。

生涯学習課長。

- (上村生涯学習課長) それでは、日程第5、議案第26号 愛川町青少年指導員の委嘱についてご説明を申し上げます。

愛川町青少年指導員に関する規則に基づきまして、愛川町青少年指導員を委嘱するものがございます。

青少年指導員につきましては、社会的信望があり、青少年に深い関心と理解を持ち、その職務を行うに必要な熱意と能力を持つ方の中から教育委員会が委嘱をしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、定数につきましては、各行政区から選出されます22名となっております。任期途中ではございますが、ナンバー21、桜台団地区の青少年指導員について、桜台団地区長から、前任者ご本人からの退任意向を受け、後任として安藤誠氏の推薦をいただいたものでございます。適任であると考えておりますので、お認めをいただきますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日といたします。

説明は以上でございます。

- (佐藤教育長) これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

- (佐藤教育長) 特によろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) それでは、質疑ありませんので、質疑を終結して、表決に入ります。

議案第26号 愛川町青少年指導員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号 愛川町青少年指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6

- (佐藤教育長) 次に、日程第6、議案第27号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱についてを議題といたします。

詳細につきましては、担当から説明申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

- (松川スポーツ・文化振興課長) それでは、議案第27号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱につきましてご説明申し上げます。

愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について。

このことについて、別案のとおり提出する。

令和5年3月20日。

令和5年度愛川町埋蔵文化財調査員の履歴をご覧ください。

愛川町埋蔵文化財調査員につきましては、試掘確認調査業務など、町の埋蔵文化財保護業務を円滑に進めるため、添付させていただいております愛川町埋蔵文化財調査員設置要綱に位置づけられまして、要綱の第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっているものでございます。

平本元一さんにおかれましては、厚木市教育委員会で文化財保護課長をお務めの後、現在、厚木市史編集専門委員とともに、本町の文化財保護委員を務められております。在籍中は、長年、埋蔵文化財の発掘調査に携わってこられたお一人でありまして、人格、見識、実績な

ども鑑みまして、調査員にふさわしい方と思われま

す。平成27年度から、履歴に記載がございます平本元一氏に調査員を委嘱しておりまして、令和5年度も引き続き同氏に委嘱したいと考えております。

つきましては、4月1日付をもって調査員に委嘱をさせていただきたく、ご承認をお願い申し上げます。

説明は以上です。お願いいたします。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第27号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7

○（佐藤教育長） 次に、日程第7、議案第28号 令和5年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定については、個人情報を取り扱う案件となりますので、非公開による審議とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないようでありますので、非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

---

#### ◎日程第7（非公開）

---

#### ◎日程第8

○（佐藤教育長） 会議を再開いたします。

次に、日程第8、その他を議題といたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況についての説明をお願いいたします。

スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） それでは、新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況につきまして、資料3により順次ご説明を申し上げます。

公共体育施設、屋内、屋外問わず、そして町公営体育館のトレーニングルーム等におきましては、利用に当たりこれまでご提出いただいております収容人数の制限、また、利用マナーの遵守事項等のチェックリストにつきましては、2月末日をもって提出を要しないこととさせていただいております。

そして、コロナ対策につきましては、3月13日より、これまで掲示しておりました「マスク着用のお願い」に関する掲示は撤去いたしまして、新たな啓発といたしまして、「マスク着用は個人の判断」、さらには「職員は窓口等においてマスクを着用させていただくことがあります」といった貼り紙を掲示している状況でございます。

なお、3密及びソーシャルディスタンスを促す啓発につきましては、引き続き掲示をしているところでございます。

次に、令和5年度町営プールについてでございますが、現在のところ、昨年同様、期間を短縮して運営を予定しております。しかしながら、三増プールにつきましては、社会情勢及び町の財政状況等を総合的に考慮いたしまして、現在廃止に向けた手続を地元との合意形成を図りながら進めているところでございます。

学校開放事業につきましても同様、マスクの着用につきましては個人の判断が基本となりますといった考え方を今後、利用者が参集いたします説明会において周知、啓発を図ります。

以下、郷土資料館、古民家山十郎におきましても、公共体育施設と同様の運用を進めていくところでございます。

スポーツ・文化所管の施設におきます現状につきましては以上でございます。

○（佐藤教育長） 次に、指導室長。

○（前盛指導室長） 学校における新型コロナウイルスの対応状況についてご説明申し上げます。

4月以降のマスク着用の考え方につきましては、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とするという考え方が既に示されているところでございます。

けれども、先週金曜日、17日に文科省から留意事項等についての通知が発出されました。まだ本町には届いていない状況ですけれども、本日、県教委から届く予定ではございますが、ホームページ等で内容については確認できますので、この場でかいつまんでご説明をさせていただきますと思います。

追加でお配りをしました資料3をご覧ください。2ページをご覧ください。マスク着用の基本的な考え方です。今申し上げましたとおり、学校教育活動に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とするということ。そして、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないように、また、マスク着用の有無による差別、偏見等がないように適切に指導するというものでございます。

また、感染リスクが比較的高い学習活動の実施においては、衛生管理マニュアルのほうで留意事項等が出ておりますので、この後ご説明申し上げます。

まず、基本的な感染症対策の実施というところでございますけれども、ふだんと異なる症状がある場合には登校しない。それから登校時、教職員が検温及び健康観察を行う。登校時に発熱等の症状が見られた場合は、安全に帰宅をさせるというような対応については継続でございませぬ。

また、密集の回避ということで、身体的距離についても一定の数値が出ております。教室等の中で、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保するということが言われております。

また、マスクの着用についてでございますけれども、場面に応じた感染症対策をとということが言われております。また、入学式等の儀式的行事、卒業式については一定の線が出ていたところでございますけれども、4月1日以降ということで、児童・生徒、教職員、保護者等、全てマスク着用を求めないという方向が示されております。国歌、校歌等の斉唱、合唱においても、一定の感染症対策を講じることが望ましいと言われておりますけれども、マスクの着用は求められておりませぬ。

出席停止の扱いですけれども、感染者、濃厚接触者に特定された場合、それから基本的な感染症対策を行わず飲食を共にした場合等については、出席停止になるというふうに伺っております。

場面ごとの感染症対策でございますけれども、各教科等共通、対面形式となるグループワークにおいては、少人数でのグループで実施をする。大声での会話は控える。また、2方向の窓を同時に開けて、常時喚起を行うということについては継続で行われることとなります。

また、一斉に大きな声を出す活動についても、近距離で向かい合っただけの発声は控えるとい

うことになっております。音楽、合唱及びリコーダー関係、鍵盤ハーモニカ等の演奏については、教室の構造や状況も踏まえた上でということになっておりますが、体の中心から前方1メートル程度、左右50センチ程度を目安とした距離を確保し、向かい合っただけの歌唱、演奏は控えるということがうたわれております。

調理実習等の場合ですけれども、少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。触れ合わない程度の距離を確保するという事で、対面の座席間に一定の距離、1メートル程度の距離を確保するということがうたわれております。

また、保健体育、組み合ったり、接触したりする運動についても、大声の発声では控える。見学や休憩時等、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えるということがうたわれております。

また、給食についても適切な換気、大声での会話は控える。机を向かい合わせにしない。向かい合わせる場合は、対面の児童・生徒の間に一定の距離、1メートル程度を確保ということで、改めて黙食の必要はないということがうたわれております。

雑駁ですが、衛生管理マニュアルの説明は以上でございます。

なお、町独自でマニュアルをつくっておりましたけれども、文部科学省からのマニュアルに準ずるということで、4月1日以降、町独自のマニュアルを廃止というふうに考えております。県の通知が届きましたところで、学校宛てにも文書を出す予定でございます。

また、3月31日までについては、今までの感染症対策が継続されますので、ご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 続きまして、生涯学習課所管施設の対応についてご説明申し上げます。

資料3をご覧いただきたいと思っております。

放課後児童クラブにつきましては、通常どおり開所しておりますが、引き続き児童の検温、体調管理の徹底、換気、手指消毒を実施してまいります。

右側でございます。

マスク着脱の対応について、児童のマスク着脱につきましては、学校の方針に準ずることとしております。

指導員でございますが、当面マスク着用を推奨いたします。

なお、感染が大きく拡大している場合や着用が効果的な場面では、着用を呼びかけることといたしております。

続きまして、図書館でございます。

図書館につきましても、引き続き換気、手指消毒を奨励してまいります。

文化会館、半原公民館、中津公民館、公民館関係でございますが、こちら二重線にありますように公民館ガイドラインが改定されました。ソーシャルディスタンスの目安は、肩と肩が触れ合わない距離という形に変わっております。そうしたことも伴いまして、各部屋の定員は通常どおりとし、緩和いたします。こちらは3月13日から実施をしております。

また、会食利用の制限をしておりましたが、こちらも3月13日から緩和をいたしております。しかし、引き続き換気、手指消毒を奨励してまいります。

公民館等の利用者につきましては、マスク着脱は個人の判断に任せることとしておりまして、職員につきましては、当面マスク着用を推奨いたします。

なお、感染が大きく拡大している場合や着用が効果的な場面では、着用を呼びかけることがございます。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特にご質疑等がありませんので、新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況についてはご了承願います。

---

#### ◎閉会

○（佐藤教育長） 本日の案件につきましては全て終了いたしましたけれども、各委員からご意見、ご感想等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

（「特にございません」との声あり）



○（佐藤教育長） それでは、以上で3月の定例会の議事日程全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。  
よって、3月定例会を閉会といたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和5年4月25日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

大貫 洋

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

篠崎 美和

教育委員

齋 銀浩之

調整職員

佐藤 邦彦